

令和4年1月19日

PTA 会員各位

ふじみ野市立駒西小学校
PTA 会長 滝澤 真

令和3年度 駒西小学校 PTA 臨時総会開催のお知らせ

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度臨時総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催といたします。

【令和3年度 PTA 臨時総会】

1. 審議方法

「議決権行使書・委任状」により行います。会則には、書面総会に関する規定はありませんが、PTA 会則第34条の規定に基づき、2/3以上の賛成をもって可決といたします。提出がない場合や白票は賛成とみなします。

2. 審議事項

駒西小学校 PTA 会則の改正について

別紙の「審議事項」をお読みください。

学校ホームページ <http://www.fujimino.ed.jp/koma/> にも掲載いたします。

3. 審議日

令和4年1月31日(月)

※「議決権行使書・委任状」は令和4年1月28日(金)までに提出をお願いいたします。質疑の締め切りも同様です。

4. 質疑について

審議事項にご不明な点等ありましたら、令和4年1月28日(金)までに児童氏名・学年組・会員名を記入の上 PTA メールにご連絡ください。なお、頂いた質疑に関しては決議の結果報告の時に回答いたします。

PTA メール komanishisho@gmail.com

引き続き、会員の皆様には PTA 活動へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

審議事項

議案 駒西小学校 PTA 会則の改正について

「駒西小学校 PTA 会則」について、別紙 1 のとおり改正することを提案いたします。

改正理由

時代、地域や社会事情とともに PTA の在り方は変わってきております。新型コロナウイルス感染症の影響により先が見通せない中、会員の皆様や本部役員の負担を軽減し、誰もが参加しやすい活動内容にすべく別紙 1 のとおり「駒西小学校 PTA 会則」の改正を提案いたします。

下記の「議決権行使書・委任状」に必要事項を記入の上、令和 4 年 1 月 2 8 日(金)までにお子さまを通じて担任の先生へご提出をお願いいたします。提出がない場合や白票は議案に賛成したとみなします。

-----✂切り取り線-----

お手元の「議決権行使書・委任状」に
必要事項を記入の上、1 月 2 8 日（金）までに
担任の先生へご提出をお願いいたします

現行	改正案（下線部分が改正点です）
<p data-bbox="161 394 453 427"><第7章 会議と運営></p> <p data-bbox="161 443 256 477">第18条</p> <p data-bbox="161 488 767 566">総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。</p> <p data-bbox="161 600 783 734">1. 総会は決算・事業報告・本部役員及び会計監査の承認と、予算・事業計画・その他の重要事項を審議する。</p> <p data-bbox="161 768 783 992">2. 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年度内1回開催されるものとし、臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合において会長がこれを招集する。</p> <p data-bbox="161 1115 783 1294">3. 総会は委任も含めて全会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議決はその過半数でこれを決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。</p>	<p data-bbox="815 443 911 477">第18条</p> <p data-bbox="815 488 1422 566">総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。</p> <p data-bbox="815 600 1437 734">1. 総会は決算・事業報告・本部役員及び会計監査の承認と、予算・事業計画・その他の重要事項を審議する。</p> <p data-bbox="815 768 1437 1048">2. 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年度内1回開催されるものとし、臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合において会長がこれを<u>開催</u>する。<u>開催方法は、書面開催及びWEB開催を原則とする。</u></p> <p data-bbox="815 1115 1437 1294">3. 総会は委任も含めて全会員の5分の1以上の<u>議決権行使書</u>をもって成立し、議決はその過半数でこれを決する。<u>但し、WEB開催の場合はこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="815 1350 1422 1429"><u>4. WEB総会は全会員の3分の1以上の異議がなければ議決とする。</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="161 1572 628 1606"><第10章 会則・規程・細則の改正></p> <p data-bbox="161 1621 256 1655">第34条</p> <p data-bbox="161 1666 783 1845">この会則は総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。その場合、改正案を総会の1週間前までに会員に提示しなければならない。</p>	<p data-bbox="815 1621 911 1655">第34条</p> <p data-bbox="815 1666 1437 1800">この会則は総会<u>の審議事項</u>とすることができる。その場合、改正案を総会の1週間前までに会員に提示しなければならない。</p>